

介護保険負担限度額認定証の更新のお知らせ

現在交付されている、介護保険負担限度額認定証の有効期限は、令和8年7月31日までとなっています。更新を希望される方は記入例を参照の上、介護保険負担限度額認定申請書と添付書類を提出してください。なお、このお知らせは、令和8年5月27日現在で負担限度額認定証をお持ちの方に通知していますが、現在、認定を受けている場合でも資産・収入要件等の審査に基づき認定が更新されない場合がありますのでご了承ください。

1 制度の適用要件

- ☐ 本人を含む世帯全員が市町村民税非課税であること
- ☐ 配偶者（別世帯の配偶者及び内縁関係の者も含む）が市町村民税非課税であること
- ☐ 預貯金等の資産額が基準額（基準額は裏面参照）以下であること

- ※1 申請受付時に課税状況を確認することはできませんので、審査結果をもって本制度の適否をお知らせします。非課税世帯に該当するか事前に確認が必要な場合は、市役所市民税課に確認してください。また、未申告の方がいる場合は審査ができませんので、市民税課で申告をしてから申請してください。
- ※2 預貯金等の基準額は収入額や配偶者の有無により異なります。詳細は裏面の「利用者負担段階と負担限度額」の資産要件を確認してください。

2 提出書類・提出方法

次の書類を郵送または持参により提出してください。

【提出先：〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市長寿介護課】

- ☐ 介護保険負担限度額認定申請書
- ☐ 同意書（本人及び配偶者）
- ☐ 預貯金通帳等の写しなど資産額が確認できる書類（本人及び配偶者分を提出）

- ※3 預貯金通帳等の写しは、「金融機関・口座番号・名義等が記載されている頁」、「最終残高の記帳頁（最終残高を含む直近2か月以内の明細が印字されているページ）」を提出
- ※4 申請内容に疑義がある場合は、配偶者の有無やその課税状況について金融機関、証券会社等への資産調査を実施します。虚偽の申告により、不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え、最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

申請書等の書式は同封の書類をお使いいただくか、または市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2023111300065/>
「介護保険制度に関する手続きについて_各種申請手続き_負担限度額認定申請（食費・居住費の減免）
_介護保険負担限度額申請書」

3 提出期限

令和8年6月30日（火）まで

- ※5 期限までに提出いただいた場合は結果通知、認定証を7月下旬頃に送付いたします。
期限までに提出が間に合わなかった場合は結果通知、認定証の送付は8月以降の送付となります。
- ※6 有効期限満了後に申請があった場合、過去の月に遡っての適用はできませんのでご注意ください。

■負担限度額認定に関する問い合わせ先
保健福祉部長寿介護課：0463-94-4722
■市税（課税状況・申告状況）に関する問い合わせ先
総務部市民税課：0463-74-5429

■利用者負担段階と負担限度額

利用者	所得要件		資産要件	負担限度額（日額）			
負担段階				部屋代			食費
第1段階	・世帯全員及び配偶者が住民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	多床室		0円	300円
				従来型個室	(特養等)	380円	
					(老健・医療院等)	550円	
				ユニット型個室的多床室		550円	
				ユニット型個室		880円	
第2段階	世帯全員及び配偶者が住民税非課税	課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	多床室		430円	特養等 390円 短期入所 600円
				従来型個室	(特養等)	480円	
					(老健・医療院等)	550円	
				ユニット型個室的多床室		550円	
				ユニット型個室		880円	
第3段階①	世帯全員及び配偶者が住民税非課税	課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が82.65万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	多床室		430円	特養等 680円 短期入所 1,030円
				従来型個室	(特養等)	880円	
					(老健・医療院等)	1,370円	
				ユニット型個室的多床室		1,370円	
				ユニット型個室		1,370円	
第3段階②	世帯全員及び配偶者が住民税非課税	課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	多床室		530円 ※(430円)	特養等 1,420円 短期入所 1,360円
				従来型個室	(特養等)	980円	
					(老健・医療院等)	1,470円	
				ユニット型個室的多床室		1,470円	
				ユニット型個室		1,470円	
第4段階	上記以外の方			負担限度額なし			

※（）内の金額は、室料を徴収しない場合の額です。

■資産要件の対象となる資産の例

＜資産項目＞	＜審査＞	＜提出物＞
預貯金（普通・定期）	対象	通帳の写し（口座番号等が分かるページ、最終残高を含む2か月以内の明細）
有価証券（株式・国債・地方債等）	対象	証券会社や銀行の口座残高の写し
金銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	対象	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	対象	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	対象	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	対象	借用証書
生命保険	対象外	—
自動車	対象外	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額が困難なもの）	対象外	—
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	対象外	—